

Subject: [mailnews:263] 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の改定のポイント

From: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

Date: 2024/05/08 18:58

To: <supportdesk@fukushi-hyouka.net>

□■□■□■□■□ 保育所サポートデスク メールニュース □■□■□■□■□
2024.5.8

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の改定のポイント◆

4月12日、こども家庭庁は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部
改正を行いました。

主な変更点としては

- ・公定価格に関するFAQのNo221の令和5年度の人勧分の計算方法等の内容を追記。
 - ・加算当年度の前年度に処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの適用を受け、「賃金改善に係る誓約書」の提出と職員への周知を図った場合、賃金改善計画書(別紙様式5・7・11)の作成不要
 - ・処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の義務化に伴い、要件を満たしたものを人数A・人数Bの人数以上で配置できない場合に、加算Ⅱの取得ができなくなったこと。
 - ・処遇Ⅱ・Ⅲの算定対象人数の基礎職員に4歳以上児配置改善加算を新たに創設
 - ・別紙様式11「賃金改善に係る誓約書」を新たに追加。
- となっています。

前年度に処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの適用を受けている施設が多いでしょうから、計画書の作成が不要となることで事務負担の軽減となりますが、処遇Ⅱの研修修了要件を満たした職員を確保できているかは年度当初に確認しておく必要があります。加算人数等の計算様式も改定されていますので、算定にあたっては以下のURLからご利用ください。

(こども家庭庁HP)

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(令和6年4月12日付け通知)

新旧対照表

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/5f591bdc/20240415_policies_kokoseido_75.pdf

改正後全文

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/3a947484/20240415_policies_kokoseido_76.pdf

平均年齢別児童数計算表(Excel)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/683fbe1c/20240415_policies_kokoseido_77.xlsx

処遇改善等加算Ⅱ 加算対象職員数計算表(Excel)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/121c6913/20240415_policies_kokoseido_78.xlsx

処遇改善等加算Ⅲ 加算対象職員数計算表(Excel)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/f63d3ce0/20240415_policies_kokoseido_79.xlsx

◆事務連絡・社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について◆

4月16日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から、社会福祉法人の経営権の移転や贈収賄などの不正事案抑制のため、例示による注意喚起が行われました。社会福祉法人間の事業譲渡や合併などのガイドラインは示されていますが、改めて一般企業のM&Aのような経営権の譲渡や金銭の授受などができないこと、評議員や理事の善管注意義務と損害賠償責任が生じることなどの啓発がなされています。

大阪市HP)社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について(厚生労働省事務連絡)

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000625/625157/1.pdf>

学校法人においては私立学校法の改正に伴い、令和7年4月1日から役員等の資格・選解任の手續等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直しがなされるため、今年度中に寄附行為の変更と新たな役員等の選定などを行う必要があります。皆様におかれましては知事所轄学校法人かと思いますので、都道府県の私学管轄課に変更までのスケジュールやFAQなどをご確認のうえ、少しずつ準備を進めてください。まず何をしたらいいかお悩みの場合は、以下のURLよりご参照ください。

文部科学省HP)改正私立学校法施行に向けた準備・手續(todoリスト)

https://www.mext.go.jp/content/20240305-mxt_sigakugy-000021776-004.pdf

◆令和5年度版 委託費計算書作成ツールのご提供(認可保育所対象)◆

私立保育所は市町村による委託制度であるため、その委託費については、「令和5年度における私立保育所の運営に要する費用について」において、私立保育所の委託費の内訳が定められています。また「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(以下、経理等通知)等の関連通知によって、委託費に係る資金の運用ルールと資金使途の制限が定められております。一定の基準を超えて弾力的に運用する場合には収支計算分析表の作成が求められていますが、その要件は以下の通りとなります。

<収支計算分析表の提出が必要となる場合>

- ・経理等通知1(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- ・経理等通知1(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合、又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合
- ・保育所に係る拠点区分から、「1.委託費の使途範囲」から「4.委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合
- ・委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合

今回のツールは令和5年度の遡及単価をもとに、収支計算分析表の作成に必要な委託費収入の賃金基礎分と、それを除く人件費・管理費や事業費の内訳を計算するものとなっています。上記の要件に該当し、ツールをお求めの方は事務局までメールや電話などでお知らせください。また要件に該当するかどうか分からない場合もご相談ください。

(問い合わせ先)

保育所サポートデスク事務局 03-6279-0331

メールアドレス : supportdesk@fukushi-hyouka.net

(使用上の注意事項)

- ・ツール(Excel)は当方の委託先が独自に作成したものです。
- ・基本的にはデータの検証をしておりますが、不具合等があればお知らせください。
- ・万が一、ミス等が生じた場合でも責任は持ちかねますので、使用にあたっては実際の数値等との差異がないかご自身でもご確認いただいたうえで、ご使用ください。

|||||

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-15-1 ラ・トゥール新宿707

TEL 03-6279-0331(代表)FAX 050-3488-7866

L|||||

|||||